

## 平成27年第3回関川村議会定例会会議録（第2号）

### ○議事日程

平成27年6月17日（水曜日） 午後3時開会

- 第 1 議案第47号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - 第 2 議案第48号 関川村工業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
  - 第 3 議案第49号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第2号）
  - 第 4 議案第50号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第 5 議案第51号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
  - 第 6 議案第52号 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
  - 第 7 議案第53号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）
  - 第 8 発議案第1号 関川村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
  - 第 9 請願第 1号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願
  - 第10 請願第 2号 TPP交渉に関する請願
  - 第11 議員派遣
  - 第12 委員会の閉会中の継続審査の件
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第47号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第48号 関川村工業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第 3 議案第49号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第50号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第51号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第52号 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第53号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 発議案第1号 関川村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 請願第 1号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願
- 第10 請願第 2号 TPP交渉に関する請願
- 追加日程第1 発委案第3号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
- 追加日程第2 発委案第4号 TPP交渉に関する意見書の提出について

第11 議員派遣

第12 委員会の閉会中の継続審査の件

---

○出席議員（10名）

1番	高橋八男君	2番	佐藤友之君
3番	菅原修君	4番	平田広君
6番	伝信男君	7番	平田ゆかり君
9番	渡辺秀雄君	10番	津野庄衛君
11番	近良平君	12番	渡辺健作君

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	平田大六君
副村長	佐藤忠良君
教育長	佐藤修一君
総務課長	伊藤保史君
税務会計課長	井上広栄君
住民福祉課長	中束正子君
農林観光課長	伊藤隆君
建設環境課長	高橋賢吉君
教育課長	稲家誠君
総務課班長	加藤善彦君

---

○事務局職員出席者

事務局長	佐藤充代
主査	小池由美子

○議会事務局長（佐藤充代君） 皆さん、お疲れさまです。

始まる前にちょっと時間をいただきまして、新潟県町村議会議長会から高橋八男議長さんに自治功労表彰を預かってきておりますので、伝達させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（渡辺健作君） 表彰状 関川村 高橋八男様。

あなたは長年にわたり議会議長として議会事業の高揚に尽くされ、地方自治の振興発展に貢献されました。功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成27年6月5日 新潟県町村議会議長会会長 須貝龍夫 代読。（拍手）

感謝状 高橋八男様。

あなたは本会の副会長として町村自治の振興発展、並びに本会の運営に貢献された功績はまことに顕著であります。よって、ここに感謝の意を表します。

平成27年6月5日 新潟県町村議会議長会会長 須貝龍夫 代読。（拍手）

午後 3時00分 開 議

○議長（高橋八男君） ごめんください。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事進行によりしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1、議案第47号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第2、議案第48号 関川村工業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

日程第3、議案第49号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第2号）

日程第4、議案第50号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5、議案第51号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6、議案第52号 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第7、議案第53号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）

○議長（高橋八男君） 日程第1、議案第47号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例から日程第7、議案第53号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）まで、以上7件を一括議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務厚生常任委員長、津野庄衛さん。

○総務厚生常任委員長（津野庄衛君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（高橋八男君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員長、平田 広さん。

○産業建設常任委員長(平田 広君) 産業建設常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長(高橋八男君) 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、議案第47号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を許します。  
討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 関川村工業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成27年度関川村一般会計補正予算(第2号)について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算(第1号)について討論を許します。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第8、発議案第1号 関川村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○議長(高橋八男君) 日程第8、発議案第1号 関川村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいま議題となっております議件につきましては、議員定数条例審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

議会定数条例審査特別委員長、伝 信男さん。

○議会定数条例審査特別委員長(伝 信男君) 議員定数条例審査特別委員会報告書による報告があった。

○議長(高橋八男君) 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋八男君) 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

発議案第1号 関川村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について討論を許します。

まず、原案に反対の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。7番ゆかりさん。

○7番(平田ゆかり君) 原案に反対します。

議員定数の削減は、民主主義の根幹にかかわる問題です。白紙委任の状態で、我々だけでここで決めていくのは疑問が残ります。住民の皆さんとディスカッションなどをする、さまざまなデータや意見を集めて、時間をかけて討論、議論すべきだと思います。ましてや今10人で2人欠けて、いないわけですが、2人は病死と事故死です。この2人が自分で辞めたのならともかくとして、私はこの2人の意見を聞きたかった。今定数が12人ですから、12人そろったところでもう一度この議論をやり直してほしいなと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（高橋八男君） ほかにありませんか、反対者の意見は。

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番佐藤さん。

○2番（佐藤友之君） 私は原案に賛成いたします。理由については、木質バイオマス発電所に絡んで、議会に村民に対する物すごい不信任案を私は感じていました。議会こそ身を削って、それこそいろいろと改革しなければ村民の信頼を勝ち得ないと思っています。まず、みずから2名削減して、そして今後の関川村の未来を議会がつくるよう、そのためにも今回、定数2名削減、私は近 良平議員に賛成いたします。

○議長（高橋八男君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。9番渡辺さん。

○9番（渡辺秀雄君） 今回の定数削減の時期的な問題で、もうちょっと余裕を持って検討する時間があったほうがいいかなということで反対です。

○議長（高橋八男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番渡辺さん。

○12番（渡辺健作君） 原案に賛成します。というのは、私のいる集落の集会なり、あるいはその辺を歩いて、この話題が出たときから村民の皆さんに少しずつ聞いてみました。大体、ほぼ皆さん方が削減はすべきであるというような感触を得ましたので、やはり我々は村民の皆さんの意見に耳を傾けるべきだというふうに判断いたしまして賛成をいたします。

○議長（高橋八男君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） では討論なしと認めます。

これより発議案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高橋八男君） 起立多数です。したがって発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9、請願第1号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見

書の採択を求める請願

日程第10、請願第2号 TPP交渉に関する請願

○議長（高橋八男君） 日程第9、請願第1号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願、及び日程第10、請願第2号 TPP交渉に関する請願を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。初めに、総務厚生常任委員長、津野庄衛さん。

○総務厚生常任委員長（津野庄衛君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（高橋八男君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員長、平田 広さん。

○産業建設常任委員長（平田 広君） 産業建設常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（高橋八男君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

請願第1号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願第1号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高橋八男君） 起立多数です。したがって請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 TPP交渉に関する請願について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより請願第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この請願第2号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（高橋八男君） 起立多数です。したがって請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

午後 3時25分 休憩

---

午後 3時26分 再開

○議長（高橋八男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

追加日程第1、発委案第3号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分1復元に係る意見書の提出について

追加日程第2、発委案第4号 TPP交渉に関する意見書の提出について

○議長（高橋八男君） 追加日程第1、発委案第3号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について、及び追加日程第2、発委案第4号 TPP交渉に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、津野庄衛さん。

○総務厚生常任委員長（津野庄衛君） 提出者、総務厚生常任委員長による説明があった。

○議長（高橋八男君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。提出者、ご苦労さまでした。

次に、提出者、産業建設常任委員長、平田 広さん。

○産業建設常任委員長（平田 広君） 提案者、産業建設常任委員長による説明があった。

○議長（高橋八男君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。提出者、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、発委案第3号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより発委案第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高橋八男君） 起立多数です。したがって発委案第3号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいたします。

次に、発委案第4号 TPP交渉に関する意見書の提出について討論を許します。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより発委案第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（高橋八男君） 起立多数です。したがって発委案第4号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにいたします。

---

#### 日程第11、議員派遣

○議長（高橋八男君） 日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

#### 日程第12、委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（高橋八男君） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中もお審査及び調査を継続したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長からの申し出のとおり許可することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。したがって各常任委員長及び議会運営委員長並びに広報対策特別委員長からの申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---

○議長（高橋八男君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。本日の会議はこれで閉じます。

これをもって第3回関川村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 3時35分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年6月17日

関川村議会議長

議 員

議 員